



プロジェクト活動の一環として、2009年10月27-30日の3日半、MDTメンバー向けワークショップを開催しました。ワークショップの目的は、2008年6月に施行された新人身取引対策法のもとでのMDTの責任と役割を確認することにあります。

ワークショップのファシリテーターは経験豊かなCenter for the Protection of Child Rights (CPCR) のワサナーさん、講師は現役の検察官として人身取引の事例を多く扱っていらっしゃるプラヴィット検察官、バンコク近郊の緊急受け入れシェルターのプサ所長、そしてBATWCのスワリー人身取引専門官でした。参加者は、9つの人身取引被害者の長期受け入れシェルター、検察、警察、入管、労働局、ホットライン担当者、NGO、BATWC職員など実際の保護プロセスに関係する人たち約70名で、まさにMDTに相応しい顔ぶれが集まりました。

ワークショップでは参加者の多くが実務者ということを考え、実際の仕事に役に立つような内容でした。例えば社会開発人間安全保障省が作成し現在公布を待っている人身取引対策法の実施規則や、Competent Official (人身取引被害者の救助活動に携わる法的権限を付与された政府職員) になるための研修に関する情報などが説明されました。

参加者による実際に経験した人身取引事例の報告も行われました。MDTメンバーが実例に基づ

いて話し合うことにより、異なる視点が出され、成功点や課題点がより明らかになりました。

被害者認定プロセスについての講義もありました。講義の後グループに分かれ、課題事例についてロールプレイをしながら、なぜ被害者と認定したのか、しないのかについて参加者が解説しました。劇団員さながらの熱いパフォーマンスが繰り広げられ、参加者一同大いに楽しみました。もちろん認定作業もそれまでの講義の成果がうかがえるものでした。

さる5月に開催したワークショップの時、他県のMDTの活動の様子を聞く機会がほとんどないという声からあげられていましたので、今回のようにMDTの活動事例を共有できることは今後役に立つに違いありません。今後ともプロジェクト活動を通じて様々なMDT関係者が集って情報や経験共有できる場を提供したいと思います。

今回のワークショップでもこれまで同様、カウンターパートは大変積極的で、プログラムの検討、参加者選定を主導的に行ったのみならず、経費に関しては3分の2を負担しており、タイ側のオーナーシップが感じられるワークショップでした。